消 防 救 第 386 号
令和８年 10 月 23 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

消 防 庁 次 長
（ 公 印 省 略 ）

「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」の一部改正について

住民に対する応急手当の普及啓発については、各消防本部において、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成５年３月 30 日付け消防救第 41 号消防庁次長通知。以下「要綱」という。）に基づき実施されているところです。

今般、令和７年度及び令和８年度救急業務のあり方に関する検討会（JRC 蘇生ガイドライン 2025 を踏まえた消防機関の市民向け応急手当講習等に関するワーキンググループ）において、日本蘇生協議会 JRC ガイドライン作成委員会により示された「JRC 蘇生ガイドライン 2025」（以下「ガイドライン 2025」という。）及び一般財団法人日本救急医療財団心肺蘇生法委員会により示された「救急蘇生法の指針 2025（市民用、市民用・解説編）」（以下「指針 2025（市民用等）」という。）の内容に関して検討を行い、「JRC 蘇生ガイドライン改訂を踏まえた検討（中間とりまとめ）」が取りまとめられました。

つきましては、当該中間とりまとめを踏まえ、消防庁において、より国民のニーズに応じ、専門性を高めつつ受講機会の拡大等を図るため、下記のとおり要綱の一部を改正したので（別添）、貴職におかれましては、その内容及び下記について御確認いただくとともに、応急手当の普及啓発活動の効果的な実施が図られるよう、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知するようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

１　要綱の主な改正点及び留意事項

○　シミュレーションを取り入れる講習の実施について

ガイドライン 2025 においては、臨床現場でのシミュレーションを CPR トレーニングの選択肢の一つとして検討することが提案され、指針 2025（市民用等）においては、教育効果を高める工夫の一つとして臨場感を高める工夫が示されたことを踏まえ、普及啓発活動の計画的推進を行うに当たり、事業所

の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する指導者の養成講習においては、当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員が実際に遭遇しうる現場に即した状況設定を行うよう指導することが望ましいとした。

○　ハイリスク集団の救助者になりうるものに対する講習について

ガイドライン 2025 においては、心停止リスクの高い集団の救助者に BLS トレーニングを行うことが推奨され、指針 2025（市民用等）においては、心停止の危険が高い患者の家族や介護者に教育機会を広げることが望まれることが示されたことを踏まえ、心停止の危険が高い患者の家族や介護者を対象とした BLS のトレーニングは、院外心停止の転帰改善につながる可能性が考えられるため、消防長は、医療機関と連携を図り、心停止リスクの高い患者の救助者になりうる家族又は介護者等に対する応急手当の普及啓発について配慮を行うことが望ましいとした。

○　上級救命講習のカリキュラム「その他の手当」について

ガイドライン 2025 においては、市民が教育を受けて、脳卒中が疑われる成人に対し、「脳卒中評価スケール/ツール」を使用することが推奨されたほか、外傷によって完全に切断または引きちぎられた部位の保存方法についても示された。また、心臓突然死を引き起こす原因として、急性冠症候群が多いことの認知を広げることも重要である。

以上のことを踏まえ、これらの疾病等への対応について、上級救命講習のカリキュラムにおける「その他の手当」に含めることとした。また、「その他の手当」の講習は、特別な資格を持たない住民でも安全に実施できると考えられる内容を、各地域における受講者のニーズ等に応じて指導者が柔軟に取り入れるものであることを明記した。

○　応急手当の普及啓発に関する事務処理及び運用方法について

修了証、認定証、参加証の交付時における媒体について、電子媒体での交付により消防本部の事務負担やコスト負担の軽減につながると考えられることから、従来の紙媒体に加えて、電子媒体でも交付できることとした。

応急手当指導員等の認定証について、その有効期限が３年間とされていることから、資格認定日または再講習受講日から少なくとも３年間は再交付できるものとした。

e-ラーニング（応急手当 WEB 講習）の受講証明を確認する方法について、受講証明書のほか、スマートフォン等に保存された受講完了画面のスクリーンショットなど、受講の事実が確認できるものの提示によることも可能である旨を明記した。

修了証及び認定証（以下「修了証等」という。）に係る押印について、修了証等の交付番号を管理するなどの方法により、修了証等の真正性を担保でき

る場合には、消防長印等の押印は省略しても差し支えないこととした。

普通救命講習及び上級救命講習の講習１クラス当たりの受講者数基準について、大規模会場を活用した講習や、応急手当講習の集約化など、講習運営の形態が多様化していることを踏まえ、現行の「１クラスの受講者数の標準は、30 名程度とする。」との記載は削除した。また、救命講習訓練用資機材一式に対する受講者は５名程度まで、指導者１名に対する受講者は 10 名程度までとした。また、訓練用資機材一式に対する受講者が、やむを得ず５名程度より多くなる場合においては、一人当たりの訓練用資機材に接する時間が十分に確保されるよう配慮することとした。

２　その他

現在、消防庁ウェブサイト上で運用している「応急手当 WEB 講習」については、ガイドライン 2025、指針 2025（市民用等）及びこれら要綱の改正内容を踏まえ、令和９年度に改修することとしている。

【問合せ先】
消防庁救急企画室
青木、長谷、山名、植田、神
ＴＥＬ：03-5253-7529
Mail：kyukyusuishin@soumu.go.jp

別添

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱

（平成5年3月30日消防救第41号
都道府県知事あて消防庁次長）

〔改正経過〕
平成11 年 7 月 6 日 消防救第１７４号
平成13 年12 月 5 日 消防救第３３５号
平成16 年12 月24 日 消防救第２９７号
平成18 年 8 月15 日 消防救第１１２号
平成23 年 8 月31 日 消防救第２３９号
平成28 年 4 月25 日 消防救第　３７号
令和 4 年 3 月31 日 消防救第１０５号
令和 8 年10 月23 日 消防救第３８６号

１　目的

この要綱は、市町村の消防機関の行う住民に対する応急手当の普及啓発活動について、普及講習の実施方法、応急手当指導員の認定要件等必要な事項を定め、もって住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資することを目的とする。

２　普及啓発活動の計画的推進

⑴　消防長（消防本部を置かない市町村については、市町村長。以下同じ。）は、当該市町村の区域内における人口、救急事象等を考慮して、応急手当の普及啓発に関する計画を策定し、応急手当指導員の養成、普及啓発用資機材の配備などを図りつつ、住民に対する応急手当の普及啓発活動の計画的な推進に努めるものとする。

⑵　応急手当の普及啓発活動を推進するにあたっては、消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の開催、指導者の派遣等を行うとともに、デパート、旅館、ホテル、駅舎等多数の住民の出入りする事業所（以下「事業所」という。）又は自主防災組織その他の消防防災に関する組織（以下「防災組織等」という。）の要請に応じて、主として当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する指導者の養成について配慮するものとする。

また、当該指導者の養成に当たっては、その講習において、当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員が実際に遭遇しうる現場に即した状況設定を行うことが望ましい。

⑶　消防長は、医療機関と連携を図り、心停止リスクの高い患者の救助者になりうる家族又は介護者等に対する応急手当の普及啓発について配慮を行うことが望ましい。

⑷　都道府県知事は、市町村の消防機関の行う普及啓発活動が計画的かつ効果的に行えるよう必要な指導、助言を行うとともに、指導者の養成等に努めるものとする。

３　応急手当の普及項目

住民に対する応急手当の普及項目については、応急手当の必要性（心停止の予防等の必要性を含む。）の他、心肺蘇生法（傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止又はこれに

近い状態に陥ったとき、呼吸及び循環を補助し傷病者を救命するために行われる応急手当をいう。以下同じ。）及び大出血時の止血法を中心とする。

４　住民に対する普及講習の種類

⑴　住民に対する標準的な講習は、次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については別表１、別表１の２、別表１の３及び別表２のとおりとする。

講習の種別		主な普及項目
普通救命講習	Ⅰ	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法
	Ⅱ	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法 （注）受講対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする。
	Ⅲ	心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法
上級救命講習		心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法、傷病者管理法、手当の要領、搬送法

⑵　住民に対する応急手当の導入講習である「救命入門コース」の主な普及項目は、胸骨圧迫及びＡＥＤの取扱いとする。また、そのカリキュラム、講習時間等については別表３及び別表３の２のとおりとする。

５　修了証等の交付等

⑴　消防長は、応急手当指導員が指導する普通救命講習又は上級救命講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した別記様式１、別記様式１の２、別記様式１の３又は別記様式３に定める修了証を交付するものとする。

⑵　消防長は、応急手当普及員から申請があった場合は、当該応急手当普及員が指導する普通救命講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した別記様式２、別記様式２の２又は別記様式２の３に定める修了証を交付することができるものとする。

⑶　消防長は、修了証を交付したときは、交付を受けた者の氏名及び交付年月日等を記録しておかなければならない。

なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

⑷　消防長は、応急手当指導員や応急手当普及員（申請があった場合）が指導する救命入門コースに参加した者に対し、別記様式４に定める参加証を交付することができるものとする。

⑸　修了証及び参加証の交付については、電子媒体（PDF形式等）で行うことができるものとする。

６　応急手当指導員の認定等

⑴　消防機関の行う普通救命講習又は上級救命講習の指導（住民の要請に応じて消防機関が指導者を派遣し、普及指導する場合を含む。）については、応急手当指導員がこれにあたるものとする。

⑵　応急手当指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められる者について、消防長が認定する。

Ⅰ　次のア又はイに該当する者で別表４に定める応急手当指導員講習Ⅰを修了した者。ただし、アに該当する者で、応急手当指導員の資格認定を行う時点において、過去１年間に30時間以上の応急手当の普及啓発活動に従事していると認める者については、応急手当指導員講習Ⅰを免除することができる。

ア　救急救命士又は救急隊員の資格を有する者

イ　消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

Ⅱ　前号以外の消防職員（応急手当の普及業務に関し、消防職員と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める消防団員を含む。）又は消防職員であった者で別表５に定める応急手当指導員講習Ⅱを修了した者

Ⅲ　応急手当普及員の資格を有する者で別表６に定める応急手当指導員講習Ⅲを修了した者

Ⅳ　応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

７　応急手当指導員の養成

⑴　消防本部、都道府県（消防学校を含む。）及び消防庁長官が別に指定するものは、応急手当指導員の養成に努めるものとする。

⑵　応急手当指導員養成講習を実施した機関の長は、当該講習の修了者が所属する消防本部（修了者が消防職員以外の者であるときは、当該修了者の住所地を管轄する消防本部）の消防長に対して、当該講習を修了した旨を通知するものとする。

８　応急手当指導員養成講習の講師

応急手当指導員養成講習の講師については、努めて医師、看護師、救急救命士又は応急手当指導員の資格を有する者で応急手当の指導に関して高度な技能と十分な経験を有するものをあてるものとする。

９　応急手当指導員の認定証の交付

消防長は、応急手当指導員として認定したときは、別記様式５の応急手当指導員名簿に登録したのち、別記様式６の認定証を交付するものとする。

認定証の交付については、電子媒体（PDF形式等）で行うことができるものとし、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

なお、認定証は資格認定日又は再講習受講日から少なくとも３年間は再交付できるものとする。

10　応急手当指導員の資格の有効期限

応急手当指導員の認定（前掲６（２）Ⅳに定める者に関するものを除く。）については、資格認定日から３年（資格認定時に消防機関に在職していた者については、消防機関を退職した日から３年）で失効するものとする。ただし、失効前に別表７に定める応急手当指導員再講習を受講した者についてはさらに３年間有効とし、それ以降も同様とする。

11　応急手当普及員の認定等

⑴　応急手当普及員は、主として事業所又は防災組織等において当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導に従事するものとする。

⑵　応急手当普及員については、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認める者について、消防長が認定する。

Ⅰ　別表８に定める応急手当普及員講習Ⅰを修了した者

Ⅱ　次のアからウのいずれかに該当する者で別表９に定める応急手当普及員講習Ⅱを修了した者。ただし、ア又はイに該当する者で、過去２年以内に消防機関に在職していた者で普及啓発の業務に従事していたと認める者については応急手当普及員講習Ⅱを免除することができる。

ア　救急救命士の資格を有する者

イ　消防機関在職中に応急手当指導員の資格を有していた者

ウ　消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

Ⅲ　応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

⑶　現に教員職にある者に対する応急手当普及員講習については、講習の質を確保するものであれば、講習時間を短縮し実施することも可能とする。

12　応急手当普及員の養成

⑴　応急手当普及員の養成は、消防本部が行うものとする。

⑵　前掲８は、応急手当普及員養成講習について準用する。

13　応急手当普及員の認定証の交付

消防長は、応急手当普及員として認定したときは、別記様式７の応急手当普及員名簿に登録したのち、別記様式８の認定証を交付するものとする。

認定証の交付については、電子媒体（PDF形式等）で行うことができるものとし、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

なお、認定証は資格認定日又は再講習受講日から少なくとも３年間は再交付できるものとする。

14　応急手当普及員の資格の有効期限

応急手当普及員の認定（前掲 11（２）Ⅲに定める者に関するものを除く。）について

は、資格認定日から３年で失効するものとする。ただし、失効前に別表 10 に定める応急手当普及員再講習を受講した者についてはさらに３年間有効とし、それ以降も同様とする。

15　他の地域で取得した者の扱いについて

他の地域で応急手当普及員又は応急手当指導員を取得した者の取り扱いについては、認定を受けた講習が消防庁の実施要綱に基づく講習であれば、他の地域で認定を受けている者についても、当該消防本部が認定したものとみなすことができる。

16　認定の取り消し

消防長は、応急手当指導員及び応急手当普及員（以下「応急手当指導員等」という。）が応急手当指導員等としてふさわしくない行為を行ったときは、認定を取り消すことができる。

17　応急手当指導員等の責務

⑴　応急手当指導員等は、住民に対する普及講習が計画的かつ効果的に行えるよう、応急手当に関する知識、技術及び指導方法等について常に研鑽に努めるものとする。

⑵　消防長は、応急手当指導員等に対し、応急手当の知識・技術の維持及び救急医療の進歩にあわせた応急手当の普及指導に十分に対応できるよう、適宜再教育を行うよう配慮するものとする。

⑶　消防長は、事業所又は防災組織等が応急手当の講習を行う場合に、応急手当普及員に対し講習内容、講習方法等について必要な助言を与え、当該講習が適正に行われるよう指導するものとする。

18　普及啓発用資機材の整備

消防長は、当該市町村の実情に応じ応急手当の普及啓発活動に必要な蘇生訓練用人形、訓練用自動体外式除細動器、指導用ビデオ等普及啓発用資機材の計画的な整備に努めるものとする。

19　感染防止上の配慮

消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の実施にあたっては、応急手当を行う場合に係る感染防止上の留意事項についても指導を行うものとする。

また、心肺蘇生法の実技実習を行う場合には、蘇生訓練用人形の消毒、滅菌等の措置を行うものとする。

20　応急手当実施者の救命行動に影響し得る障壁等への対応

消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の実施にあたっては、応急手当実施の障害となる不安を取り除くための情報を提供し、応急手当実施時に心的ストレスが発生する可能性があることについても指導を行うものとする。また、応急手当実施者のサポー

ト体制の構築に努め、サポート体制について講習時に周知するものとする。

21　関係機関との連携

消防長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動を効果的に行えるよう、応急手当の普及業務を実施している他の関係機関との連携協力に努めるものとする。

附　則

１　この要綱は、平成５年10月1日から施行する。

２　施行日において、消防本部等が既に住民に対する応急手当の講習又は応急手当の普及指導者の養成講習を実施している場合において、それらの講習がこの要綱に基づく講習と同等以上のものであるときには、別に消防庁長官が定めるところにより、この要綱により実施しているものとみなす。

附　則　平成11年７月６日消防救第174号

この要綱は、平成11年７月６日から施行する。

附　則　平成13年12月５日消防救第335号

この要綱は、平成14年４月１日から施行する。

附　則　平成16年12月24日消防救第297号

この要綱は、平成16年12月24日から施行する。

附　則　平成18年８月15日消防救第112号

この要綱は、平成18年８月15日から施行する。

附　則　平成23年８月31日消防救第239号

この要綱は、平成23年８月31日から施行する。

附　則　平成28年４月25日消防救第37号

この要綱は、平成28年４月25日から施行する。

附　則　令和４年３月31日消防救第105号

この要綱は、令和４年３月31日から施行する。

附　則　令和８年10月23日消防救第386号

この要綱は、令和８年10月23日から施行する。

別表１　　普通救命講習Ｉ

１　到達目標	１　心肺蘇生法(主に成人を対象)を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）について理解し、正しく使用できる。 ３　異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
２　標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　訓練用資機材一式に対して受講者は５名程度までとする。やむを得ず訓練用資機材一式に対する受講者が５名程度より多くなる場合には、一人当たりの訓練用資機材に接する時間が十分に確保できるよう配慮すること。 ３　指導者１名に対して受講者は１０名程度までとする。

項　目			細　目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	１５
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	１６５
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		ＡＥＤの使用法	ＡＥＤの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			ＡＥＤの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法		直接圧迫止血法	
合計時間				１８０

備　考	１　２年から３年間隔での定期的な再講習を行うこと。 ２　普及時間を分割した講習を可能とする。 ３　座学部分については、e-ラーニングや、オンラインによる双方向のLIVE講習（以下「オンライン講習」という。）の活用を可能とする。 　e-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60 分相当）を受講した場合、概ね１ヶ月以内に、対面による実技講習等（120 分）を受講することで、修了証を交付することができる。 　この場合、実技講習当日に e-ラーニング受講証明書（印刷できない場合は、スマート

	フォン等に保存された受講証明書の画像など、e-ラーニング受講の事実が確認できるもの）を確認すること。 ４　訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、各消防本部の判断により講習時間を短縮することを可能とする。

別表１の２　　普通救命講習Ⅱ

１　到達目標	１　心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）について理解し、正しく使用できる。 ３　異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
２　標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　訓練用資機材一式に対して受講者は５名程度までとする。やむを得ず訓練用資機材一式に対する受講者が５名程度より多くなる場合においては、一人当たりの訓練用資機材に接する時間が十分に確保できるよう配慮すること。 ３　指導者１名に対して受講者は１０名程度までとする。

項　目			細　目	時間（分）
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	１５
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	１６５
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		ＡＥＤの使用法	ＡＥＤの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			ＡＥＤの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法		直接圧迫止血法	
	心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）		知識の確認	６０
	心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）		シナリオを使用した実技の評価	

合計時間	２４０

備　考	１　普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とすること。 ２　普通救命講習Ⅱで行う筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として８０％以上を理解できたことを合格の目安とすること。 ３　２年から３年間隔での定期的な再講習を行うこと。 ４　普及時間を分割した講習を可能とする。 ５　座学部分については、e-ラーニングや、オンライン講習の活用を可能とする。 　e-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60 分相当）を受講した場合、概ね１ヶ月以内に、対面による実技講習等（180 分）を受講することで、修了証を交付することができる。 　この場合、実技講習当日に e-ラーニング受講証明書（印刷できない場合は、スマートフォン等に保存された受講証明書の画像など、e-ラーニング受講の事実が確認できるもの）を確認すること。 ６　訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、各消防本部の判断により講習時間を短縮することを可能とする。

別表１の３　　普通救命講習Ⅲ

１　到達目標	１　心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）について理解し、正しく使用できる ３　異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
２　標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　訓練用資機材一式に対して受講者は５名程度までとする。やむを得ず訓練用資機材一式に対する受講者が５名程度より多くなる場合においては、一人当たりの訓練用資機材に接する時間が十分に確保できるよう配慮すること。 ３　指導者１名に対して受講者は１０名程度までとする。

項　目			細　目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	１５
救命に必要な応急手当	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	
			胸骨圧迫要領	

（主に小児、乳児、新生児に対する方法）			気道確保要領	１６５
			口対口（口鼻）人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		ＡＥＤの使用法	ＡＥＤの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			ＡＥＤの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法		直接圧迫止血法	
合計時間				１８０

備　考	１　２年から３年間隔での定期的な再講習を行うこと。 ２　普及時間を分割した講習を可能とする。 ３　座学部分については、e-ラーニングや、オンライン講習の活用を可能とする。 　e-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60 分相当）を受講した場合、概ね１ヶ月以内に、対面による実技講習等（120 分）を受講することで、修了証を交付することができる。 　この場合、実技講習当日に e-ラーニング受講証明書（印刷できない場合は、スマートフォン等に保存された受講証明書の画像など、e-ラーニング受講の事実が確認できるもの）を確認すること。 ４　訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、各消防本部の判断により講習時間を短縮することを可能とする。

別表２　　上級救命講習

１　到達目標	１　心肺蘇生法を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）について理解し、正しく使用できる。 ３　異物除去法及び大出血時の止血法を実施できる。 ４　傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。
２　標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　訓練用資機材一式に対して受講者は５名程度までとする。やむを得ず訓練用資機材一式に対する受講者が５名程度より多くなる場合においては、一人当たりの訓練用資機材に接する時間が十分に確保できるよう配慮すること。 ３　指導者１名に対して受講者は１０名程度までとする。

項　目			細　目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	１５
救命に必要な応急手当（成人、小児、乳児、新生児に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	２８５
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		ＡＥＤの使用法（成人に対する方法）	ＡＥＤの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			ＡＥＤの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法		直接圧迫止血法	
	心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）		知識の確認	６０
	心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）		シナリオを使用した実技の評価	
その他の応急手当	傷病者管理法		保温法	１２０
			体位管理（回復体位とショック時の対応）	
	手当の要領		包帯法（三角巾等）	
			副子固定法	
			熱傷の手当	
			熱中症への対応（予防を含む）	
			その他の手当	
	搬送法		搬送の方法（徒手搬送、毛布を使った搬送法、複数名で搬送する方法）	
			担架搬送法（担架搬送の基本事項）	
			応急担架作成法	
合計時間				４８０

備　考	
	１　上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者も対象とし、この場合、２年から３年間隔での定期的な再講習を行うこと。 ２　筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として８０％以上を理解できたことを合格の目安とすること。 ３　普及時間を分割した講習を可能とする。 ４　座学部分については、e-ラーニングや、オンライン講習の活用を可能とする。 e-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60 分相当）を受講した

	場合、概ね１ヶ月以内に、対面による実技講習等（420 分）を受講することで、修了証を交付することができる。（座学講習について、その他の応急手当等を含めた 120 分相当とする場合は、対面による実技講習等は 360 分とする。） 　この場合、実技講習当日に e-ラーニング受講証明書（印刷できない場合は、スマートフォン等に保存された受講証明書の画像など、e-ラーニング受講の事実が確認できるもの）を確認すること。 ５　訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、各消防本部の判断により講習時間を短縮することを可能とする。 ６　「その他の手当」については、気管支喘息、痙攣、低血糖、失神、アナフィラキシー、脳卒中、急性心筋梗塞、すり傷・切り傷、歯の損傷、毒物、溺水、用手による頸椎保護、外傷によって完全に引きちぎれた部位の保存への対応等について、特別な資格を持たない住民でも安全に実施できると考えられる内容を、各地域における受講者のニーズ等に応じて指導者が柔軟に取り入れるものとする。

別表３　　救命入門コース（９０分コース）

１　到達目標	１　胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を使用できる。
２　標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　訓練用資機材一式に対して受講者は５名程度までとすることが望ましい。 ３　指導者１名に対して受講者は１０名程度までとすることが望ましい。

項　目			細　目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	９０
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技及び呈示）	反応の確認、通報	
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領（呈示又は体験）	
			口対口人工呼吸法（呈示又は体験）	
			シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで	
		ＡＥＤの使用法	ＡＥＤの使用方法（口頭又はビデオ等）	
			ＡＥＤの実技要領	

備　考	普及時間を分割した講習を可能とする。

別表３の２　　救命入門コース（４５分コース）

１　到達目標	１　胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を使用できる。
２　標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　訓練用資機材一式に対して受講者は２名程度までとすることが望ましい。 ３　指導者１名に対して受講者は１０名程度までとすることが望ましい。

項　目			細　目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	４５
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	胸骨圧迫のみの心肺蘇生（実技）	反応の確認、通報	
			胸骨圧迫要領	
		ＡＥＤの使用法	ＡＥＤの使用方法（口頭又はビデオ等）	
			ＡＥＤの実技要領	

別表４　　応急手当指導員講習Ⅰ

項　目		時間(分)	
指導要領	指導技法	６０	４３５
	救命に必要な応急手当の指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む）	２４０	
	その他の応急手当の指導要領	９０	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	４５	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		４５	
合計時間		４８０	

（注）

・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。

・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領、搬送法を意味する。

別表５　　応急手当指導員講習Ⅱ

項　目		時間（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	６０	４８０
	救命に必要な応急手当の基礎実技	２４０	
	その他の応急手当の基礎実技	１８０	

指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	２４０	８４０
	救命に必要な応急手当の指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む）	３００	
	その他の応急手当の指導要領	１８０	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	１２０	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		１２０	
合計時間		１，４４０	

（注）

・「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。

・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。

・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。

・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領、搬送法を意味する。

別表６　応急手当指導員講習Ⅲ

項　目		時間（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	６０	１８０
	救命に必要な応急手当の基礎実技	６０	
	その他の応急手当の基礎実技	６０	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	６０	６６０
	救命に必要な応急手当の指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む）	３００	
	その他の応急手当の指導要領	１８０	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	１２０	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		１２０	
合計時間		９６０	

（注）

・「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。

・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。

・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。

・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領、搬送法を意味する。

別表７　応急手当指導員再講習

項　目	時間（分）
救命に必要な応急手当の指導要領	１２０
その他の応急手当の指導要領	１２０
合計時間	２４０

備　考	本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。

（注）

・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。

・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領、搬送法を意味する。

別表８ 応急手当普及員講習Ｉ

項　目		時間（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	１２０	５４０
	救命に必要な応急手当の基礎実技	２４０	
	その他の応急手当の基礎実技	１８０	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	３００	７８０
	救命に必要な応急手当の指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む）	３６０	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	１２０	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		１２０	
合計時間		１，４４０	

（注）

・「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。

・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。

・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。

・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領、搬送法を意味する。

別表９　　応急手当普及員講習Ⅱ

項　目		時間（分）
指導要領	指導技法	６０
	救命に必要な応急手当の指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む）	１８０
合計時間		２４０

（注）

・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。

・指導要領には、感染防止及び効果測定を含むものである。

別表１０　　応急手当普及員再講習

項　目	時間（分）
救命に必要な応急手当の指導要領	１８０
合計時間	１８０

備　考	本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。

（注）

・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。

別記様式１　普通救命講習Ⅰ修了証の様式

普 通 救 命 講 習 修 了 証　　第　　号

氏　　名　　○　　○　　○　　○

上記の者は、普通救命講習Ⅰを修了し、救命技能を有することを認定します。

年　　月　　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印

普　通　救　命　講　習　修　了　証

○　　○　　消　防　本　部

再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、２年から３年間隔で定期的に講習を受けてください。）

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦 54mm 横 86mm とする。

消防本部において修了証の交付番号を管理するなどの方法により、修了証の真正性を担保できる場合には、押印を省略しても差し支えない。

別記様式１の２　　普通救命講習Ⅱ修了証の様式

普 通 救 命 講 習 修 了 証　　第　　号

氏　　名　　○　　○　　○　　○

上記の者は、普通救命講習Ⅱを修了し、救命技能を有することを認定します。

年　　月　　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印

普　通　救　命　講　習　修　了　証

○　　○　　消　防　本　部

再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、２年から３年間隔で定期的に講習を受けてください。）

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦 54mm 横 86mm とする。

消防本部において修了証の交付番号を管理するなどの方法により、修了証の真正性を担保できる場合には、押印を省略しても差し支えない。

別記様式１の３　　普通救命講習Ⅲ修了証の様式

普 通 救 命 講 習 修 了 証　　第　　号

氏　　名　　○　　○　　○　　○

上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を有することを認定します。

年　　月　　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印

普　通　救　命　講　習　修　了　証

○　　○　　消　防　本　部

再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、２年から３年間隔で定期的に講習を受けてください。）

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦 54mm 横 86mm とする。

消防本部において修了証の交付番号を管理するなどの方法により、修了証の真正性を担保できる場合には、押印を省略しても差し支えない。

別記様式２　　応急手当普及員の発行する普通救命講習Ｉ修了証の様式

普 通 救 命 講 習 修 了 証　　第　　号

氏　　名　　○　　○　　○　　○

上記の者は、普通救命講習Ｉを修了し、救命技能を有することを認定します。

年　　月　　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印
講習指導担当者
応急手当普及員　○　○　○　○　印

普　通　救　命　講　習　修　了　証

○　　○　　消　防　本　部

再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、２年から３年間隔で定期的に講習を受けてください。）

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦 54mm 横 86mm とする。

消防本部において修了証の交付番号を管理するなどの方法により、修了証の真正性を担保できる場合には、押印を省略しても差し支えない。

別記様式２の２　　応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅱ修了証の様式

普 通 救 命 講 習 修 了 証　　第　　号

氏　　名　　○　　○　　○　　○

上記の者は、普通救命講習Ⅱを修了し、救命技能を有することを認定します。

年　　月　　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印
講習指導担当者
応急手当普及員　○　○　○　○　印

普　通　救　命　講　習　修　了　証

○　　○　　消　防　本　部

再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、２年から３年間隔で定期的に講習を受けてください。）

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦 54mm 横 86mm とする。

消防本部において修了証の交付番号を管理するなどの方法により、修了証の真正性を担保できる場合には、押印を省略しても差し支えない。

別記様式２の３　　応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅲ修了証の様式

普 通 救 命 講 習 修 了 証　　第　　号

氏　　名　　○　　○　　○　　○

上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を有することを認定します。

年　　月　　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印
講習指導担当者
応急手当普及員　○　○　○　○　印

普　通　救　命　講　習　修　了　証

○　　○　　消　防　本　部

再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、２年から３年間隔で定期的に講習を受けてください。）

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦 54mm 横 86mm とする。

消防本部において修了証の交付番号を管理するなどの方法により、修了証の真正性を担保できる場合には、押印を省略しても差し支えない。

別記様式３　　上級救命講習修了証の様式

上 級 救 命 講 習 修 了 証　　第　　号

氏　　名　　○　　○　　○　　○

上記の者は、上級救命講習を修了し、救命技能を有することを認定します。

年　　月　　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印

上　級　救　命　講　習　修　了　証

○　　○　　消　防　本　部

再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、２年から３年間隔で定期的に講習を受けてください。）

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦 54mm 横 86mm とする。

消防本部において修了証の交付番号を管理するなどの方法により、修了証の真正性を担保できる場合には、押印を省略しても差し支えない。

別記様式４　　救命入門コースの参加証様式

救命入門コース参加証

氏　　名　　○　　○　　○　　○

上記の者は、救命入門コースに参加したことを証明します。

年　　月　　日

※　次は、普通救命講習にチャレンジしましょう！

○　○　消防本部

救命入門コース参加証

※　各消防本部任意の図表等を掲載すること。

参加証の大きさは縦 54mm 横 86mm とする。

別記様式５　　応急手当指導員名簿

番号	氏 名	職(団)員・非職(団)員の別	職(団)員の場合は階級等 職(団)員以外の場合は住所	生年月日	認定番号	認定証交付年月日	資格基準講習種別	指導員講習受講日	再交付年月日	再講習	備　考

１　この名簿は、応急手当指導員を認定する都度記載すること。

２　「資格基準講習種別」欄は、実施要綱６（２）の該当する資格要件の番号を記載すること。

３　「備考」欄は、救急研修等、救急の資格に関するものを記載すること。

別記様式６　応急手当指導員認定証の様式

（消防職（団）員用）

応 急 手 当 指 導 員 認 定 証　　第　　号

氏　　名　　○　　○　　○　　○

上記の者を応急手当指導員として認定します。

年　　月　　日

○　○　消防本部

消　防　長　○　○　○　○　印

応 急 手 当 指 導 員 認 定 証

○　　○　　消　防　本　部

認定証の大きさは縦 54㎜ 横 86㎜ とする。

消防本部において認定証の交付番号を管理するなどの方法により、認定証の真正性を担保できる場合には、押印を省略しても差し支えない。

別記様式６　応急手当指導員認定証の様式

（消防職（団）員以外の者用）

応 急 手 当 指 導 員 認 定 証　　第　　号

氏　　名　　○　　○　　○　　○

上記の者を応急手当指導員として認定します。

年　　月　　日

○　○　消防本部

消　防　長　○　○　○　○　印

本証は、発行から３年間有効です。

ただし、再講習を受講した場合は、受講日から３年間有効です。

応 急 手 当 指 導 員 認 定 証

○　　○　　消　防　本　部

再 講 習 受 講 の 記 録

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦 54㎜ 横 86㎜ とする。

消防本部において認定証の交付番号を管理するなどの方法により、認定証の真正性を担保できる場合には、押印を省略しても差し支えない。

別記様式７　応急手当普及員名簿

番号	氏 名	職(団)員・非職(団)員の別	職(団)員の場合は階級等 職(団)員以外の場合は住所	生年月日	認定番号	認定証交付年月日	資格基準講習種別	指導員講習受講日	再交付年月日	再講習	備　考

１ この名簿は、応急手当普及員を認定する都度記載すること。

２ 「資格基準講習種別」欄は、実施要綱 11(２)の該当する資格要件の番号を記載すること。

３ 「備考」欄は、救急研修等、救急の資格に関するものを記載すること。

別記様式８　応急手当普及員認定証の様式

応 急 手 当 普 及 員 認 定 証　　第　　号

氏　　名　　○　　○　　○　　○

上記の者を応急手当普及員として認定します。

年　　月　　日

○　○　消防本部

消　防　長　○　○　○　○　印

本証は、発行から３年間有効です。

ただし、再講習を受講した場合は、受講日から３年間有効です。

応 急 手 当 普 及 員 認 定 証

○　　○　　消　防　本　部

再 講 習 受 講 の 記 録

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦 54㎜ 横 86㎜ とする。

消防本部において認定証の交付番号を管理するなどの方法により、認定証の真正性を担保できる場合には、押印を省略しても差し支えない。

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱　新旧対照表

新	旧
応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱 平成５年３月 30 日消防救第 41 号 都道府県知事あて 消防庁次長 改正経過　平成 11 年 7 月 6 日 消防救第１７４号 平成 13 年 12 月 5 日 消防救第３３５号 平成 16 年 12 月 24 日 消防救第２９７号 平成 18 年 8 月 15 日 消防救第１１２号 平成 23 年 8 月 31 日 消防救第２３９号 平成 28 年 4 月 25 日 消防救第３７号 令和　4 年 3 月 31 日 消防救第１０５号 令和　8 年 10 月 23 日 消防救第３８６号	応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱 平成５年３月 30 日消防救第 41 号 都道府県知事あて 消防庁次長 改正経過　平成 11 年 7 月 6 日 消防救第１７４号 平成 13 年 12 月 5 日 消防救第３３５号 平成 16 年 12 月 24 日 消防救第２９７号 平成 18 年 8 月 15 日 消防救第１１２号 平成 23 年 8 月 31 日 消防救第２３９号 平成 28 年 4 月 25 日 消防救第３７号 令和　4 年 3 月 31 日 消防救第１０５号
１　（略） ２　普及啓発活動の計画推進 ⑴　（略） ⑵　応急手当の普及啓発活動を推進するにあたっては、消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の開催、指導者の派遣等を行うとともに、デパート、旅館、ホテル、駅舎等多数の住民の出入りする事業所（以下「事業所」という。）又は自主防災組織その他の消防防災に関する組織（以下「防災組織等」という。）の要請に応じて、主として当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する指導者の養成について配慮するものとする。 また、当該指導者の養成に当たっては、その講習において、当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員が実際に遭遇しうる現場に即した状況設定を行うことが望ましい。 ⑶　消防長は、医療機関と連携を図り、心停止リスクの高い患者の救助者になりうる家族又は介護者等に対する応急手当の普及啓発について配慮を行うことが望ましい。 ⑷　都道府県知事は、市町村の消防機関の行う普及啓発活動が計画的かつ効果的に行えるよう必要な指導、助言を行うとともに、指導者の養成等に努めるものとする。 ３～４（略） ５　修了証等の交付等 ⑴～⑷　（略） ⑸　修了証及び参加証の交付については、電子媒体（PDF 形式等）で行うことができるものとする。 ６～８　（略） ９　応急手当指導員の認定証の交付 消防長は、応急手当指導員として認定したときは、別記様式５の応急手当指導員名簿に登録したのち、別記様式６の認定証を交付するものとする。 認定証の交付については、電子媒体（PDF 形式等）で行うことができるものとし、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。 なお、認定証は資格認定日又は再講習受講日から少なくとも３年間は再交付できるものとする。 10～12　（略） 13　応急手当普及員の認定証の交付 消防長は、応急手当普及員として認定したときは、別記様式７の応急手当普及員名簿に登録したのち、別記様式８の認定証を交付するものとする。 認定証の交付については、電子媒体（PDF 形式等）で行うことができるものとし、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。 なお、認定証は資格認定日又は再講習受講日から少なくとも３年間は再交付できるものとする。	１　（略） ２　普及啓発活動の計画推進 ⑴　（略） ⑵　応急手当の普及啓発活動を推進するにあたっては、消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の開催、指導者の派遣等を行うとともに、デパート、旅館、ホテル、駅舎等多数の住民の出入りする事業所（以下「事業所」という。）又は自主防災組織その他の消防防災に関する組織（以下「防災組織等」という。）の要請に応じて、主として当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する指導者の養成について配慮するものとする。 ⑶　都道府県知事は、市町村の消防機関の行う普及啓発活動が計画的かつ効果的に行えるよう必要な指導、助言を行うとともに、指導者の養成等に努めるものとする。 ３～４　（略） ５　修了証等の交付等 ⑴～⑷　（略） ６～８　（略） ９　応急手当指導員の認定証の交付 消防長は、応急手当指導員として認定したときは、別記様式５の応急手当指導員名簿に登録したのち、別記様式６の認定証を交付するものとする。 なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。 10～12　（略） 13　応急手当普及員の認定証の交付 消防長は、応急手当普及員として認定したときは、別記様式７の応急手当普及員名簿に登録したのち、別記様式８の認定証を交付するものとする。 なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

14～21　（略） 附　則 １　この要綱は、平成５年１０月 １ 日から施行する。 ２　施行日において、消防本部等が既に住民に対する応急手当の講習又は応急手当の普及指導者の養成講習を実施している場合において、それらの講習がこの要綱に基づく講習と同等以上のものであるときには、別に消防庁長官が定めるところにより、この要綱により実施しているものとみなす。 附　則　平成１１年７月６日消防救第１７４号 この要綱は、平成１１年７月６日から施行する。 附　則　平成１３年１２月５日消防救第３３５号 この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。 附　則　平成１６年１２月２４日消防救第２９７号 この要綱は、平成１６年１２月２４日から施行する。 附　則　平成１８年８月１５日消防救第１１２号 この要綱は、平成１８年８月１５日から施行する。 附　則　平成２３年８月３１日消防救第２３９号 この要綱は、平成２３年８月３１日から施行する。 附　則　平成２８年４月２５日消防救第３７号 この要綱は、平成２８年４月２５日から施行する。 附　則　令和４年３月３１日消防救第１０５号 この要綱は、令和４年３月３１日から施行する。 附　則　令和８年１０月２３日消防救第３８６号 この要綱は、令和８年１０月２３日から施行する。	14～21　（略） 附　則 １　この要綱は、平成５年１０月 １ 日から施行する。 ２　施行日において、消防本部等が既に住民に対する応急手当の講習又は応急手当の普及指導者の養成講習を実施している場合において、それらの講習がこの要綱に基づく講習と同等以上のものであるときには、別に消防庁長官が定めるところにより、この要綱により実施しているものとみなす。 附　則　平成１１年７月６日消防救第１７４号 この要綱は、平成１１年７月６日から施行する。 附　則　平成１３年１２月５日消防救第３３５号 この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。 附　則　平成１６年１２月２４日消防救第２９７号 この要綱は、平成１６年１２月２４日から施行する。 附　則　平成１８年８月１５日消防救第１１２号 この要綱は、平成１８年８月１５日から施行する。 附　則　平成２３年８月３１日消防救第２３９号 この要綱は、平成２３年８月３１日から施行する。 附　則　平成２８年４月２５日消防救第３７号 この要綱は、平成２８年４月２５日から施行する。 附　則　令和４年３月３１日消防救第１０５号 この要綱は、令和４年３月３１日から施行する。

別表１　　普通救命講習Ⅰ

１　到達目標	１　心肺蘇生法(主に成人を対象)を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）について理解し、正しく使用できる。 ３　異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
２　標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　訓練用資機材一式に対して受講者は５名程度までとする。やむを得ず訓練用資機材一式に対する受講者が５名程度より多くなる場合には、一人当たりの訓練用資機材に接する時間が十分に確保できるよう配慮すること。 ３　指導者１名に対して受講者は１０名程度までとする。

項　目			細　目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	１５
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認　通報	１６５
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		ＡＥＤの使用法	ＡＥＤの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			ＡＥＤの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法		直接圧迫止血法	
合計時間				１８０

備　考	１　２年から３年間隔での定期的な再講習を行うこと。 ２　普及時間を分割した講習を可能とする。 ３　座学部分については、e-ラーニングや、オンラインによる双方向のLIVE講習（以下「オンライン講習」という。）の活用を可能とする。 e-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60 分相当）を受講した場合、概ね１ヶ月以内に、対面による実技講習等（120 分）を受講することで、修了証を交付することができる。 この場合、実技講習当日に e-ラーニング受講証明書（印刷できない場合は、スマートフォン等に保存された受講証明書の画像など、e-ラーニング受講の事実が確認できるもの）を確認すること。 ４　訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、各消防本部の判断により講習時間を短縮することを可能とする。

別表１　　普通救命講習Ⅰ

１　到達目標	１　心肺蘇生法(主に成人を対象)を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）について理解し、正しく使用できる。 ３　異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
２　標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　１クラスの受講者数の標準は、３０名程度とする。 ３　訓練用資機材一式に対して受講者は５名以内とすることが望ましい。 ４　指導者１名に対して受講者は１０名以内とすることが望ましい。

項　目			細　目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	１５
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認　通報	１６５
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		ＡＥＤの使用法	ＡＥＤの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			ＡＥＤの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法		直接圧迫止血法	
合計時間				１８０

備　考	１　２年から３年間隔での定期的な再講習を行うこと。 ２　普及時間を分割した講習を可能とする。 ３　座学部分については、e-ラーニングや、オンラインによる双方向のLIVE講習（以下「オンライン講習」という。）の活用を可能とする。 e-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60 分相当）を受講した場合、概ね１ヶ月以内に、対面による実技講習等（120 分）を受講することで、修了証を交付することができる。 ４　訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、各消防本部の判断により講習時間を短縮することを可能とする。

別表１の２　　普通救命講習Ⅱ

１　到達目標	１　心肺蘇生法(主に成人を対象)を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）について理解し、正しく使用できる。 ３　異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
２　標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　訓練用資機材一式に対して受講者は５名程度までとする。やむを得ず訓練用資機材一式に対する受講者が５名程度より多くなる場合においては、一人当たりの訓練用資機材に接する時間が十分に確保できるよう配慮すること。 ３　指導者１名に対して受講者は１０名程度までとする。

項　目			細　目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	１５
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	１６５
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		ＡＥＤの使用法	ＡＥＤの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			ＡＥＤの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法		直接圧迫止血法	
	心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）		知識の確認	６０
	心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）		シナリオを使用した実技の評価	
合計時間				２４０

備　考	１　普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とすること。 ２　普通救命講習Ⅱで行う筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として８０%以上を理解できたことを合格の目安とすること。 ３　２年から３年間隔での定期的な再講習を行うこと。 ４　普及時間を分割した講習を可能とする。 ５　座学部分については、e-ラーニングや、オンライン講習の活用を可能とする。 e-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60 分相当）を受講した場合、概ね１ヶ月以内に、対面による実技講習等（180 分）を受講することで、修了証を交付することができる。 この場合、実技講習当日に e-ラーニング受講証明書（印刷できない場合は、スマートフォン等に保存された受講証明書の画像など、e-ラーニング受講の事実が確認できるもの）を確認すること。 ６　訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、各消防本部の判断により講習時間を短縮することを可能とする。

別表１の２　　普通救命講習Ⅱ

１　到達目標	１　心肺蘇生法(主に成人を対象)を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）について理解し、正しく使用できる。 ３　異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
２　標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　１クラスの受講者数の標準は、３０名程度とする。 ３　訓練用資機材一式に対して受講者は５名以内とすることが望ましい。 ４　指導者１名に対して受講者は１０名以内とすることが望ましい。

項　目			細　目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	１５
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	１６５
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		ＡＥＤの使用法	ＡＥＤの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			ＡＥＤの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法		直接圧迫止血法	
	心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）		知識の確認	６０
	心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）		シナリオを使用した実技の評価	
合計時間				２４０

備　考	１　普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とすること。 ２　普通救命講習Ⅱで行う筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として８０%以上を理解できたことを合格の目安とすること。 ３　２年から３年間隔での定期的な再講習を行うこと。 ４　普及時間を分割した講習を可能とする。 ５　座学部分については、e-ラーニングや、オンライン講習の活用を可能とする。 e-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60 分相当）を受講した場合、概ね１ヶ月以内に、対面による実技講習等（180 分）を受講することで、修了証を交付することができる。 ６　訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、各消防本部の判断により講習時間を短縮することを可能とする。

別表１の３　　普通救命講習Ⅲ

１　到達目標	１　心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）について理解し、正しく使用できる ３　異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
２　標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　訓練用資機材一式に対して受講者は５名程度までとする。やむを得ず訓練用資機材一式に対する受講者が５名程度より多くなる場合においては、一人当たりの訓練用資機材に接する時間が十分に確保できるよう配慮すること。 ３　指導者１名に対して受講者は１０名程度までとする。

項　目			細　目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	１５
救命に必要な応急手当（主に小児、乳児、新生児に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	１６５
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口（口鼻）人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		ＡＥＤの使用法	ＡＥＤの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			ＡＥＤの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法		直接圧迫止血法	
合計時間				１８０

備　考	１　２年から３年間隔での定期的な再講習を行うこと。 ２　普及時間を分割した講習を可能とする。 ３　座学部分については、e-ラーニングや、オンライン講習の活用を可能とする。 e-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60 分相当）を受講した場合、概ね１ヶ月以内に、対面による実技講習等（120 分）を受講することで、修了証を交付することができる。 この場合、実技講習当日に e-ラーニング受講証明書（印刷できない場合は、スマートフォン等に保存された受講証明書の画像など、e-ラーニング受講の事実が確認できるもの）を確認すること。 ４　訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、各消防本部の判断により講習時間を短縮することを可能とする。

別表１の３　　普通救命講習Ⅲ

１　到達目標	１　心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）について理解し、正しく使用できる ３　異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
２　標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　１クラスの受講者数の標準は、３０名程度とする。 ３　訓練用資機材一式に対して受講者は５名以内とすることが望ましい。 ４　指導者１名に対して受講者は１０名以内とすることが望ましい。

項　目			細　目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	１５
救命に必要な応急手当（主に小児、乳児、新生児に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	１６５
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口（口鼻）人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		ＡＥＤの使用法	ＡＥＤの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			ＡＥＤの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法		直接圧迫止血法	
合計時間				１８０

備　考	１　２年から３年間隔での定期的な再講習を行うこと。 ２　普及時間を分割した講習を可能とする。 ３　座学部分については、e-ラーニングや、オンライン講習の活用を可能とする。 e-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60 分相当）を受講した場合、概ね１ヶ月以内に、対面による実技講習等（120 分）を受講することで、修了証を交付することができる。 ４　訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、各消防本部の判断により講習時間を短縮することを可能とする。

別表２　　上級救命講習

１　到達目標	１　心肺蘇生法を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）について理解し、正しく使用できる。 ３　異物除去法及び大出血時の止血法を実施できる。 ４　傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。
２　標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　訓練用資機材一式に対して受講者は５名程度までとする。やむを得ず訓練用資機材一式に対する受講者が５名程度より多くなる場合においては、一人当たりの訓練用資機材に接する時間が十分に確保できるよう配慮すること。 ３　指導者１名に対して受講者は１０名程度までとする。

項　目			細　目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	１５
救命に必要な応急手当（成人、小児、乳児、新生児に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	２８５
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		ＡＥＤの使用法（成人に対する方法）	ＡＥＤの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			ＡＥＤの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法		直接圧迫止血法	
	心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）		知識の確認	６０
	心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）		シナリオを使用した実技の評価	
その他の応急手当	傷病者管理法		保温法	１２０
			体位管理（回復体位とショック時の対応）	
	手当の要領		包帯法（三角巾等）	
			副子固定法	
			熱傷の手当	
			熱中症への対応（予防を含む）	
			その他の手当	
	搬送法		搬送の方法（徒手搬送、毛布を使った搬送法、複数名で搬送する方法）	
			担架搬送法（担架搬送の基本事項）	
			応急担架作成法	
合計時間				４８０

備　考	１　上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者も対象とし、この場合、２年から３年間隔での定期的な再講習を行うこと。 ２　筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として８０％以上を理解できたことを合格の目安とすること。 ３　普及時間を分割した講習を可能とする。 ４　座学部分については、e-ラーニングや、オンライン講習の活用を可能とする。 e-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60 分相当）を受講した場合、概ね１ヶ月以内に、対面による実技講習等（420 分）を受講することで、修了証を交付することができる。（座学講習について、その他の応急手当等を含めた 120 分相当とする場合は、対面による実技講習等は 360 分とする。） この場合、実技講習当日に e-ラーニング受講証明書（印刷できない場合は、スマートフォン等に保存された受講証明書の画像など、e-ラーニング受講の事実が確認できるもの）を確認すること。 ５　訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、各消防本部の判断により講習時間を短縮することを可能とする。 ６　「その他の手当」については、気管支喘息、痙攣、低血糖、失神、アナフィラキシー、脳卒中、急性心筋梗塞、すり傷・切り傷、歯の損傷、毒物、溺水、用手による頸椎保護、外傷によって完全に引きちぎれた部位の保存への対応等について、特別な資格を持たない住民でも安全に実施できると考えられる内容を、各地域における受講者のニーズ等に応じて指導者が柔軟に取り入れるものとする。

別表２　　上級救命講習

１　到達目標	１　心肺蘇生法を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）について理解し、正しく使用できる。 ３　異物除去法及び大出血時の止血法を実施できる。 ４　傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。
２　標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　１クラスの受講者数の標準は、３０名程度とする。 ３　訓練用資機材一式に対して受講者は５名以内とすることが望ましい。 ４　指導者１名に対して受講者は１０名以内とすることが望ましい。

項　目			細　目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	１５
救命に必要な応急手当（成人、小児、乳児、新生児に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	２８５
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		ＡＥＤの使用法（成人に対する方法）	ＡＥＤの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			ＡＥＤの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法		直接圧迫止血法	
	心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）		知識の確認	６０
	心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）		シナリオを使用した実技の評価	
その他の応急手当	傷病者管理法		保温法	１２０
			体位管理（回復体位とショック時の対応）	
	手当の要領		包帯法（三角巾等）	
			副子固定法	
			熱傷の手当	
			熱中症への対応（予防を含む）	
			その他の手当（用手による頸椎保護、すり傷・切り傷、気管支喘息、痙攣、低血糖、失神、アナフィラキシー、歯の損傷、毒物、溺水への対応等）	
	搬送法		搬送の方法（徒手搬送、毛布を使った搬送法、複数名で搬送する方法）	
			担架搬送法（担架搬送の基本事項）	
			応急担架作成法	
合計時間				４８０

備　考	１　上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者も対象とし、この場合、２年から３年間隔での定期的な再講習を行うこと。 ２　筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として８０％以上を理解できたことを合格の目安とすること。 ３　普及時間を分割した講習を可能とする。 ４　座学部分については、e-ラーニングや、オンライン講習の活用を可能とする。 e-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60 分相当）を受講した場合、概ね１ヶ月以内に、対面による実技講習等（420 分）を受講することで、修了証を交付することができる。（座学講習について、その他の応急手当等を含めた 120 分相当とする場合は、対面による実技講習等は 360 分とする。） ５　訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、各消防本部の判断により講習時間を短縮することを可能とする。

別表３　　救命入門コース（９０分コース）

１　到達目標	１　胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を使用できる。
２　標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　訓練用資機材一式に対して受講者は５名程度までとすることが望ましい。 ３　指導者１名に対して受講者は１０名程度までとすることが望ましい。

項　目			細　目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	９０
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技及び呈示）	反応の確認　通報	
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領（呈示又は体験）	
			口対口人工呼吸法（呈示又は体験）	
			シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで	
		ＡＥＤの使用法	ＡＥＤの使用方法（口頭又はビデオ等）	
			ＡＥＤの実技要領	

備　考	普及時間を分割した講習を可能とする。

別表３　　救命入門コース（９０分コース）

１　到達目標	１　胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を使用できる。
２　標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　訓練用資機材一式に対して受講者は５名以内とすることが望ましい。 ３　指導者１名に対して受講者は１０名以内とすることが望ましい。

項　目			細　目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	９０
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技及び呈示）	反応の確認　通報	
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領（呈示又は体験）	
			口対口人工呼吸法（呈示又は体験）	
			シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで	
		ＡＥＤの使用法	ＡＥＤの使用方法（口頭又はビデオ等）	
			ＡＥＤの実技要領	

備　考	普及時間を分割した講習を可能とする。

別表３の２　　救命入門コース（４５分コース）

１　到達目標	１　胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を使用できる。
２　標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　訓練用資機材一式に対して受講者は２名程度までとすることが望ましい。 ３　指導者１名に対して受講者は１０名程度までとすることが望ましい。

項　目			細　目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	４５
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	胸骨圧迫のみの心肺蘇生（実技）	反応の確認　通報	
			胸骨圧迫要領	
		ＡＥＤの使用法	ＡＥＤの使用方法（口頭又はビデオ等）	
			ＡＥＤの実技要領	

別表４～10　（略）

別表３の２　　救命入門コース（４５分コース）

１　到達目標	１　胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を使用できる。
２　標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　訓練用資機材一式に対して受講者は２名以内とすることが望ましい。 ３　指導者１名に対して受講者は１０名以内とすることが望ましい。

項　目			細　目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	４５
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	胸骨圧迫のみの心肺蘇生（実技）	反応の確認　通報	
			胸骨圧迫要領	
		ＡＥＤの使用法	ＡＥＤの使用方法（口頭又はビデオ等）	
			ＡＥＤの実技要領	

別表４～10　（略）

別記様式１　普通救命講習Ⅰ修了証の様式

普 通 救 命 講 習 修 了 証　　第　　号

氏　名　○　○　○　○

上記の者は、普通救命講習Ⅰを修了し、救命技能を有することを認定します。

年　月　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印

普 通 救 命 講 習 修 了 証

○　○　消 防 本 部

再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、２年から３年間隔で定期的に講習を受けてください。）

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦54㎜ 横86㎜ とする。

消防本部において修了証の交付番号を管理するなどの方法により、修了証の真正性を担保できる場合には、押印を省略しても差し支えない。

別記様式１　普通救命講習Ⅰ修了証の様式

普 通 救 命 講 習 修 了 証　　第　　号

氏　名　○　○　○　○

上記の者は、普通救命講習Ⅰを修了し、救命技能を有することを認定します。

年　月　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印

普 通 救 命 講 習 修 了 証

○　○　消 防 本 部

再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、２年から３年間隔で定期的に講習を受けてください。）

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦54㎜ 横86㎜ とする。

別記様式１の２　　普通救命講習Ⅱ修了証の様式

普 通 救 命 講 習 修 了 証　　第　　号

氏　名　○　○　○　○

上記の者は、普通救命講習Ⅱを修了し、救命技能を有することを認定します。

年　月　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印

普 通 救 命 講 習 修 了 証

○　○　消 防 本 部

再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、２年から３年間隔で定期的に講習を受けてください。）

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦54㎜ 横86㎜ とする。

消防本部において修了証の交付番号を管理するなどの方法により、修了証の真正性を担保できる場合には、押印を省略しても差し支えない。

別記様式１の２　　普通救命講習Ⅱ修了証の様式

普 通 救 命 講 習 修 了 証　　第　　号

氏　名　○　○　○　○

上記の者は、普通救命講習Ⅱを修了し、救命技能を有することを認定します。

年　月　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印

普 通 救 命 講 習 修 了 証

○　○　消 防 本 部

再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、２年から３年間隔で定期的に講習を受けてください。）

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦54㎜ 横86㎜ とする。

別記様式１の３　　普通救命講習Ⅲ修了証の様式

普 通 救 命 講 習 修 了 証　　第　　号

氏　名　○　○　○　○

上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を有することを認定します。

年　月　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印

普 通 救 命 講 習 修 了 証

○　○　消 防 本 部

再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、２年から３年間隔で定期的に講習を受けてください。）

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦54㎜ 横86㎜ とする。

消防本部において修了証の交付番号を管理するなどの方法により、修了証の真正性を担保できる場合には、押印を省略しても差し支えない。

別記様式１の３　　普通救命講習Ⅲ修了証の様式

普 通 救 命 講 習 修 了 証　　第　　号

氏　名　○　○　○　○

上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を有することを認定します。

年　月　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印

普 通 救 命 講 習 修 了 証

○　○　消 防 本 部

再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、２年から３年間隔で定期的に講習を受けてください。）

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦54㎜ 横86㎜ とする。

別記様式２　応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅰ修了証の様式

普 通 救 命 講 習 修 了 証　　第　　号

氏　名　○　○　○　○

上記の者は、普通救命講習Ⅰを修了し、救命技能を有することを認定します。

年　月　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印
講習指導担当者
応急手当普及員　○　○　○　○　印

普 通 救 命 講 習 修 了 証

○　○　消 防 本 部

再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、２年から３年間隔で定期的に講習を受けてください。）

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦54㎜ 横86㎜ とする。

消防本部において修了証の交付番号を管理するなどの方法により、修了証の真正性を担保できる場合には、押印を省略しても差し支えない。

別記様式２　応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅰ修了証の様式

普 通 救 命 講 習 修 了 証　　第　　号

氏　名　○　○　○　○

上記の者は、普通救命講習Ⅰを修了し、救命技能を有することを認定します。

年　月　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印
講習指導担当者
応急手当普及員　○　○　○　○　印

普 通 救 命 講 習 修 了 証

○　○　消 防 本 部

再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、２年から３年間隔で定期的に講習を受けてください。）

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦54㎜ 横86㎜ とする。

別記様式２の２　　応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅱ修了証の様式

普 通 救 命 講 習 修 了 証　　第　　号

氏　名　○　○　○　○

上記の者は、普通救命講習Ⅱを修了し、救命技能を有することを認定します。

年　月　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印
講習指導担当者
応急手当普及員　○　○　○　○　印

普 通 救 命 講 習 修 了 証

○　○　消 防 本 部

再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、２年から３年間隔で定期的に講習を受けてください。）

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦54㎜ 横86㎜ とする。

消防本部において修了証の交付番号を管理するなどの方法により、修了証の真正性を担保できる場合には、押印を省略しても差し支えない。

別記様式２の２　　応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅱ修了証の様式

普 通 救 命 講 習 修 了 証　　第　　号

氏　名　○　○　○　○

上記の者は、普通救命講習Ⅱを修了し、救命技能を有することを認定します。

年　月　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印
講習指導担当者
応急手当普及員　○　○　○　○　印

普 通 救 命 講 習 修 了 証

○　○　消 防 本 部

再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、２年から３年間隔で定期的に講習を受けてください。）

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦54㎜ 横86㎜ とする。

別記様式２の３　　応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅲ修了証の様式

普 通 救 命 講 習 修 了 証　　第　　号

氏　名　○　○　○　○

上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を有することを認定します。

年　月　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印
講習指導担当者
応急手当普及員　○　○　○　○　印

普 通 救 命 講 習 修 了 証

○　○　消 防 本 部

再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、２年から３年間隔で定期的に講習を受けてください。）

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦54㎜ 横86㎜ とする。

消防本部において修了証の交付番号を管理するなどの方法により、修了証の真正性を担保できる場合には、押印を省略しても差し支えない。

別記様式２の３　　応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅲ修了証の様式

普 通 救 命 講 習 修 了 証　　第　　号

氏　名　○　○　○　○

上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を有することを認定します。

年　月　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印
講習指導担当者
応急手当普及員　○　○　○　○　印

普 通 救 命 講 習 修 了 証

○　○　消 防 本 部

再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、２年から３年間隔で定期的に講習を受けてください。）

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦54㎜ 横86㎜ とする。

別記様式３　上級救命講習修了証の様式

上 級 救 命 講 習 修 了 証　　第　　号

氏　名　○　○　○　○

上記の者は、上級救命講習を修了し、救命技能を有することを認定します。

年　月　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印

上 級 救 命 講 習 修 了 証

○　○　消 防 本 部

再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、２年から３年間隔で定期的に講習を受けてください。）

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦54㎜ 横86㎜ とする。

消防本部において修了証の交付番号を管理するなどの方法により、修了証の真正性を担保できる場合には、押印を省略しても差し支えない。

別記様式４～５　（略）

別記様式３　上級救命講習修了証の様式

上 級 救 命 講 習 修 了 証　　第　　号

氏　名　○　○　○　○

上記の者は、上級救命講習を修了し、救命技能を有することを認定します。

年　月　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印

上 級 救 命 講 習 修 了 証

○　○　消 防 本 部

再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、２年から３年間隔で定期的に講習を受けてください。）

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦54㎜ 横86㎜ とする。

別記様式４～５　（略）

別記様式６　応急手当指導員認定証の様式
（消防職（団）員用）

応 急 手 当 指 導 員 認 定 証　　第　　号

氏　名　○　○　○　○

上記の者を応急手当指導員として認定します。

年　月　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印

応 急 手 当 指 導 員 認 定 証

○　○　消 防 本 部

認定証の大きさは縦54mm 横86mm とする。

消防本部において認定証の交付番号を管理するなどの方法により、認定証の真正性を担保できる場合には、押印を省略しても差し支えない。

別記様式６　応急手当指導員認定証の様式
（消防職（団）員用）

応 急 手 当 指 導 員 認 定 証　　第　　号

氏　名　○　○　○　○

上記の者を応急手当指導員として認定します。

年　月　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印

応 急 手 当 指 導 員 認 定 証

○　○　消 防 本 部

認定証の大きさは縦54mm 横86mm とする。

別記様式６　応急手当指導員認定証の様式
（消防職（団）員以外の者用）

応 急 手 当 指 導 員 認 定 証　　第　　号

氏　名　○　○　○　○

上記の者を応急手当指導員として認定します。

年　月　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印

本証は、発行から３年間有効です。
ただし、再講習を受講した場合は、受講日から３年間有効です。

応 急 手 当 指 導 員 認 定 証

○　○　消 防 本 部

再 講 習 受 講 の 記 録

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦54㎜ 横86㎜ とする。
消防本部において認定証の交付番号を管理するなどの方法により、認定証の真正性を担保できる場合には、押印を省略しても差し支えない。

別記様式７　（略）

別記様式６　応急手当指導員認定証の様式
（消防職（団）員以外の者用）

応 急 手 当 指 導 員 認 定 証　　第　　号

氏　名　○　○　○　○

上記の者を応急手当指導員として認定します。

年　月　日

○　○　消防本部
消　防　長　○　○　○　○　印

本証は、発行から３年間有効です。
ただし、再講習を受講した場合は、受講日から３年間有効です。

応 急 手 当 指 導 員 認 定 証

○　○　消 防 本 部

再 講 習 受 講 の 記 録

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦54㎜ 横86㎜ とする。

別記様式７　（略）

別記様式８　応急手当普及員認定証の様式

応 急 手 当 普 及 員 認 定 証　　第　　号

氏　名　○　○　○　○

上記の者を応急手当普及員として認定します。

年　月　日

○　○　消防本部

消　防　長　○　○　○　○　印

本証は、発行から３年間有効です。

ただし、再講習を受講した場合は、受講日から３年間有効です。

応 急 手 当 普 及 員 認 定 証

○　○　消 防 本 部

再 講 習 受 講 の 記 録

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦54㎜ 横86㎜ とする。

消防本部において認定証の交付番号を管理するなどの方法により、認定証の真正性を担保できる場合には、押印を省略しても差し支えない。

別記様式８　応急手当普及員認定証の様式

応 急 手 当 普 及 員 認 定 証　　第　　号

氏　名　○　○　○　○

上記の者を応急手当普及員として認定します。

年　月　日

○　○　消防本部

消　防　長　○　○　○　○　印

本証は、発行から３年間有効です。

ただし、再講習を受講した場合は、受講日から３年間有効です。

応 急 手 当 普 及 員 認 定 証

○　○　消 防 本 部

再 講 習 受 講 の 記 録

令和　・　・　・　受講	印	令和　・　・　・　受講	印

認定証の大きさは縦54㎜ 横86㎜ とする。